

温暖化対策税制の制度オプションと その取り進め方について

飯野 靖四

1 制度オプションについて

全ての化石燃料（又はこれに係る CO₂ の排出）を課税対象。

削減のインセンティブ効果に大きな影響を持つ「課税段階」を、以下の 3 つに分類。

既存税制との関係、他の政策手法や電力への課税方法との組み合わせ方、税収の用途などについては、この 3 つの制度オプションそれぞれ毎に、詳細に検討することとしてはどうか。

オプション 燃料上流課税

全ての化石燃料に対し、炭素含有量を勘案して、上流で課税

オプション 燃料下流課税

全ての化石燃料に対し、炭素含有量を勘案して、下流で課税

オプション 排出課税

CO₂ の排出に対し、その排出量に応じて排出者に課税

2 取り進め方について

(1) 基本的な考え方

本専門委員会としては、効率的に対策を推進するため、税制改革全体の中で、温暖化対策税制がなるべく早く導入されることを強く期待。

(2) 第 1 ステップの対応

温暖化対策推進大綱で示された「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」の第 1 ステップ（2002-2004 年度）では自主的取組が中心。

ただし、既存関連税制である道路等の特定財源諸税は、既に大きな排出抑制効果を有していることを踏まえ、温暖化対策の観点から、課税と用途の両面に対応することが必要ではないか。

また、現在検討されている経済活性化のための研究開発や投資に係る税制面での優遇措置に温暖化対策を積極的に位置付け、企業等の自主的取り組みを促進し、環境と経済の両立に向けた対策を推進する必要があるのではないか。

(3) 第 2 ステップ以降の対応

対策進捗状況のレビュー等において必要とされた場合には、第 2 ステップ（2005-2007 年度）以降早期に、ポリシーミックスの相手方となりうる協定・排出量取引制度のような他の政策手法の検討状況も踏まえて適切な制度オプションを選択し、CO₂ 排出削減を主目的として本格的に導入することを視野に入れるべき。